

# ホルムアルデヒドの発散建築材料の件名の付け方に関する基本ルール

## 1. 件名の命名方法 原則

- ①規制対象となる建築材料を明確にし、件名の最後にその材料を記載する。
- ②複数の規制対象建築材料が存在する場合は、室内に近い材料を規制対象として件名を付ける。
- ③以下に示す記号・文字を用いて材料構成を表現する。（原則として室内側から順番に記載する。）
  - ・「 / 」：構成材料の区切り記号
  - ・「〇〇張」：化粧シート、突板、単板など貼り付ける材料を示す。（貼り付けではあるが「張」を使う）
  - ・「〇〇塗装」：塗料を示す。
  - ・「〇〇塗」：接着剤など塗布するものを示す。
  - ・「〇〇付」：接着剤が規制対象となる場合、基材の表現位置を逆転させる場合に使用する。
  - ・「〇〇・〇〇張」、「〇〇・〇〇塗」  
：表裏面の化粧や接着剤の種類が異なる場合、「・」で区切る。
  - ・「〇〇〇フローリング」：「フローリング」が最後にくると、上位に示されている材料全てが含まれる。
  - ・「(カッコ)」：補足的な内容とし、オプション的なことを記載する。

### 【記入例】

- ①ポリプロピレン系樹脂シート張/酢酸ビニル樹脂系エマルジョン形接着剤塗/メラミン系樹脂含浸紙張/合板フローリング
- ②ウレタン樹脂含浸紙張/パーティクルボード付ユリア樹脂系接着剤
- ③両面メラミン樹脂含浸紙張/酢酸ビニル樹脂系接着剤塗/パーティクルボード
- ④メラミン化粧板・ダップ化粧紙張/両面酢酸ビニル樹脂系接着剤塗/パーティクルボード

なお各構成材料の名称は、日本語で記載する。また JIS/JAS で規格化された材料と同様の材料である場合は、JIS/JAS の表現方法に原則として従う。

ひとつの件名で、性能評価を実施した材料全てを表現できることが望ましい。しかし申請に範囲のある全ての材料を、ひとつの件名で表現することは不可能な場合が多い。そこで詳細については性能評価書の内容を確認して頂くこととし、件名としては、性能試験に供した試験体仕様を件名とする。

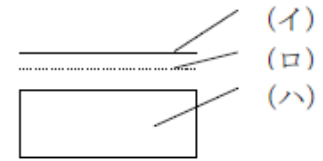
## 2. 命名方法：

以下に具体的な材料に対応した件名の命名方法を示す。

①基本形：

(イ) 表面材張/(ロ) 接着剤塗/(ハ) 基材

☆ (試験体の化粧材/層) 張/(試験体の接着剤) 塗/(基材)



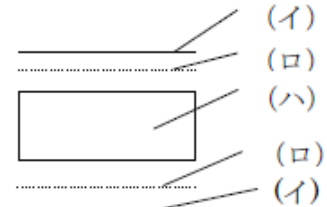
②応用編 1；両面の考え方

両面に化粧が有る場合、

・ 同じ材質であれば、「両面」の言葉を先頭を書く、

☆ 両面(イ) (試験体の化粧材/層) 張/

(ロ) (試験体の接着剤) 塗/(ハ) (基材)・・・とする。



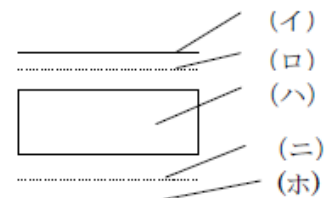
・ 材質が異なる場合、

☆ 「表面側」(イ) (試験体の化粧材/層)・「裏面側」

(ホ) (試験体の化粧材/層) 張/「表側」

(ロ) (試験体の接着剤)・「裏側」

(ニ) (試験体の接着剤) 塗/(ハ) (基材)



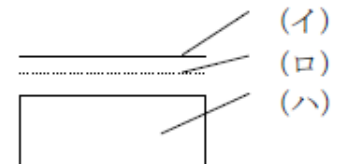
③応用編 2；接着剤の評価について

非ホルム系の表面材(例；天然木単板)をホルム系接着剤(例；メラミン樹脂系接着剤)で、規制対象外の材料(例；せっこうボード)に接着した場合は、接着剤の評価とする。

☆ 例；(イ) 「天然木単板張/(ハ) せっこうボード付

(ロ) メラミン樹脂系接着剤

→原則的には小形チャンバー法が望ましいが、業務方法書付属書の2. に規定する条件に該当すると判断できるものについては、デンケーター法によることもできると考えます。

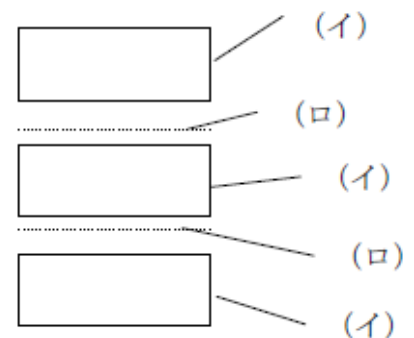


④応用編 3；

●積層材料 1 (同種類材料の積層)、

基材(例；合板(試験体仕様)を数枚(例；3枚)を非ホルム系接着剤(例；酢酸ビニル系)で積層された材料の評価は、もつとも室内側(表面側)に面する材料を対象材料とし評価材料とする。

合板にホルム低減化処理剤(キャッチャー剤)を使用されていても、一般的にJASの合板もキャッチャー剤処理(又は塗布、塗り)合板とは記載しないことから、処理剤については記載しない。



☆例；(ロ)酢酸ビニル樹脂系エマルジョン形接着剤塗/

(イ)普通合板（3層積層）

・評価対象材料を積層している等、オプション的な内容は、  
件名のあとにカッコ書きとする。

●積層材料 2（異種類材料の組み合わせ）、

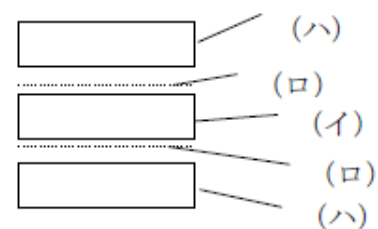
F☆☆☆の合板の両面にMD F（ホルムの性能が不明）を非  
ホルム系の接着剤で張り合わせた材料の評価は、もともと  
室内側（表面側）に面する材料を対象材料とすることで、  
評価材料を決める。

MD F と合板は表面材に該当しないことから、

(イ)無し/(ロ)・・・接着剤塗/(ハ)基材の(ハ)の項に記載する。そ  
の中で最後に評価対象材を記載する。

☆例；(ロ)酢酸ビニル樹脂系エマルジョン形接着剤塗/

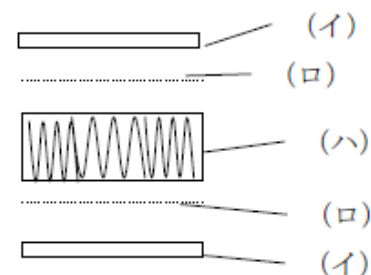
(イ)普通合板付(ハ)両面MD F



●積層材料 3（異種類材料の組み合わせ）

フェノール樹脂系保温材の両面に規制対象外の鉄板を非ホ  
ルム系の接着剤で張り合わせた材料の評価は、もともと室  
内側（表面側）にくる材料を対象材料とすることで、評価  
材料を決める。しかし鉄板は規制対象外であることから、  
内装の仕上げとはならない可能性があるが、天井裏等には  
該当すると考えられ、フェノール樹脂系保温材を対象材料  
とし評価材料とする。

☆例；(イ)両面垂鉛めつき鋼板張/(ロ)酢酸ビニル樹脂系  
エマルジョン形接着剤塗/(ハ)フェノール樹脂系保温材

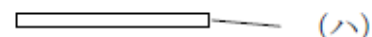


⑤応用編 4；

●壁紙、

壁紙は、材質を特定している表現ではないが、壁紙と書け  
ば、材質を問わず全てが対象材料となることから、最初に  
①紙系、②繊維系、③塩化ビニル樹脂系、④プラスチック  
系、⑤無機質系、の5種類に分類して評価材料の壁紙を特  
定する。壁紙は、主素材の表面に柄などを印刷し保護塗装  
されているが、一体として壁紙であり、基本的に(イ)の塗料  
と区別し、(イ)・・・系樹脂塗装/・・・とは記載しない。

例；(ハ)塩化ビニル樹脂系壁紙



⑥応用編 5；

●木質系フローリング、

木質系フローリングは材質を特定している表現ではないので、木質系のフローリングであることを特定する表現が必要である。

☆例；(イ)アクリル系樹脂塗装/(ハ)パーティクルボード  
フローリング

